

処分 土地家屋調査士法第42条第2号  
業務停止3か月

事務所 札幌市中央区南22条西8丁目1番3号  
土地家屋調査士 柴田義春

上記の者に対し、次のとおり処分する。

#### 主 文

平成30年3月13日から3か月の業務停止に処する。

#### 処分の事実及び理由

##### 第1 処分の原因となる事実

- 1 土地家屋調査士柴田義春(以下「被処分者」という。)は、昭和○年○月○日に土地家屋調査士の試験に合格し、昭和○年○月○日に登録番号札幌第○号をもって土地家屋調査士の登録を受け、同日札幌土地家屋調査士会に入会し、平成○年○月○日付けで退会した後、同年○月○日に再入会し、上記事務所において土地家屋調査士業務に従事している者であるが、次に掲げるとおり、土地家屋調査士法、土地家屋調査士法施行規則及び札幌土地家屋調査士会会則に違反する行為を行った。
- 2 被処分者は、平成27年5月15日、イ法務局に対し、A市B町C丁目76番6ほか周辺土地について筆界特定の申請をしたが、同申請に際し、申請人に対する本人確認及び申請意思の確認をしなかった。また、被処分者は、同申請に際し、申請書類・添付書類の作成及び調査・測量を自ら行わず、乙コンサルタント株式会社(以下「本件調査会社」という。)に行わせた。
- 3 被処分者は、平成22年4月6日から平成28年8月5日までの間に、イ法務局ロ支局に対し、丙株式会社が代位者として申請した、A市B町C丁目77番9ほか54筆の土地に関する地積更正登記ないし分筆登記の各申請に関して、添付書類の作成及び調査・測量を自ら行わず、本件調査会社に行わせた。

##### 第2 処分の理由

以上の事実は、当局及び札幌土地家屋調査士会の調査並びに被処分者の供述から明らかである。

上記第1の2のうち、①申請人に対する本人確認及び申請意思確認をしなかった点につき、土地家屋調査士法第2条(職責)、同法第24条(会則の遵守義務)、札幌土地家屋

調査士会会則第87条(品位保持等)、同会則第88条(会則等の遵守義務)、同会則第92条(業務の取扱い)、②被処分者が申請書類等の作成及び調査・測量を行わず、本件調査会社に行わせた点につき、土地家屋調査士法第23条(虚偽の調査、測量の禁止)、同法施行規則第22条(他人による業務の取扱いの禁止)の各規定に違反する。

また、上記第1の3につき、土地家屋調査士法第23条(虚偽の調査、測量の禁止)、同法施行規則第22条(他人による業務の取扱いの禁止)の各規定に違反する。

以上の被処分者の各行為は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその職務を行うべき職責を有する土地家屋調査士としての自覚を欠き、土地家屋調査士の社会的信用を著しく失墜させるものであり、厳しい処分が相当である。

よって、土地家屋調査士法第42条第2号に基づき、主文のとおり処分する。

平成30年3月13日

札幌法務局長